

## 6. 転入学・編入学規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第35条に規定する転入学及び同第36条に規定する編入学について、その取扱を規定することを目的とする。

(出願資格)

第2条 本学に転入学できる者は現に他の大学に在学する者とし、編入学できる者は大学・短期大学・高等専門学校を卒業し、又は専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了したものとす。

(出願書類)

第3条 転入学または編入学を出願する者は、所定の検定料を添えて、次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 転入学願（現に在学する学校長の許可書を添付のこと）または編入学願
- (2) 履歴書
- (3) 在学する学校または卒業した学校の成績証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 写 真（2枚、4×3cm）

(入学時期)

第4条 転入学・編入学の時期は学年の初めとする。

(手続期間)

第5条 出願は学年の始まる2ヶ月以前にしなければならない。

(入学許可)

第6条 転入学・編入学は教授会の選考を経て学長がこれを許可する。

2 選考は書類審査・面接・筆記試験等による。

(入学手続)

第7条 転入学・編入学を許可された者は、許可日より7日以内に所定の手続きをしなければならない。

(学年決定)

第8条 転入学生及び編入学生は、既に取得した単位の認定の上、その単位数に応じて、教授会の選考を経て転入及び編入する学年を定める。

(在学期間)

第9条 転入学生は従前在学した学校と通算して8年以上本学に在学することはできない。

2 編入学生は本学に在学すべき年数の2倍に相当する期間まで在学することができる。

附則 この規程は、昭和54年10月12日から施行する。

附則 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成11年4月1日から施行する。